

2024 年度診療報酬改定（ベースアップ評価料）

医療従事者の賃上げを目標として、2024 年度診療報酬改定ではベースアップ評価料が新設されました。具体的には①医療機関等の過去の実績、②報酬改定による上乗せの活用、③賃上げ促進税制の活用を組み合わせ、2024 年+2.5%、2025 年+2.0%の賃上げの実現を目指します。

1. 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

	医科	歯科
初診時（1日につき）	6点	10点
再診時等（1日につき）	6点	10点
訪問診療時（1日につき）		
同一建物居住者以外	28点	41点
同一建物居住者	7点	10点
訪問看護ステーション（月1回）	780円	

2. 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ

初診又は訪問診療時（1日につき）	8～64点の8区分
再診時等（1日につき）	1～8点の8区分
訪問看護ステーション（月1回）	10～500円の18区分

- ・ベースアップ評価料Ⅰだけでは賃金増加額 1.2%に達しない場合に算定できます。
- ・常勤換算 2 人以上の対象職員が勤務している必要があります。
- ・社会保険診療収入が総収入の 80%を超えている必要があります。

3. ベースアップ評価料の試算

厚生労働省のホームページに「ベースアップ評価料計算支援ツール」がありますので、そちらを利用してベースアップ評価料の 1 か月あたりの収入合計を試算します。

その後、⇒賃上計画の作成⇒施設基準の届出⇒実績報告を行います。

4. 注意点

- ・ベースアップは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げを指します。また、連動して引き上がる賞与や社会保険の負担分も含まれます。
- ・厚生労働省の説明資料ではベースアップ分と定期昇給分は別々に考えられており、定期昇給分はベースアップ評価料の対象から除かれています。
- ・2024 年 6 月からの賃上げが算定要件ですが、2024 年 4 月、5 月の賃上げにも充当できます。
- ・算定にあたり、賃上げ計画の作成、作成に基づく労使交渉等、計画に基づく給与規定の改正、施設基準の届出と期中の区分変更の届出、賃上げ状況の報告（2024 年、2025 年）が必要です。
- ・ベースアップ評価料による賃上げ分についても、賃上げ促進税制の対象となります。

歯科会計®

歯科医院の医療承継（実践編）

前月号では医療承継の種類についてご案内しましたが、今月号では具体的にどのように承継を行うのかを従業員（ヒト）、設備（モノ）、資金（カネ）でそれぞれご説明します。

1. 従業員の引継ぎ

個人事業の場合、従業員はいったん退職となり、承継先の医院で再雇用となります。

医療法人の場合は、雇用関係が継続されます。

	個人	医療法人
雇用関係	一旦終了の上、承継先で再契約	継続
退職金	精算	継続
ポイント	・再契約の場合、新たに雇用契約を結ぶため、同条件である必要なし	第三者承継の場合、承継時点での従業員退職金を試算し、その分の資金を残すか、譲渡価額からマイナスする

2. 設備の引継ぎ

個人事業の場合、貸すか（賃貸）、売るか（譲渡）、あげるか（贈与）の3パターンとなります。

医療法人の場合は、法人で所有継続のため特に手続は必要ありません。

設備の承継方法	ポイント
賃貸	・賃料を設定して賃貸借契約 ・生計一親族間の場合賃料の受け渡しは無かったことに
譲渡	・売却価額は時価による（＝帳簿価額） ・医療機器等取得から年数が経っている場合、帳簿価額は低くなる ・取得して年数が経っていない資産は帳簿価額が高い
贈与	・帳簿価額が低い場合は無税で承継可能（年間110万円以下）

3. 資金の引継ぎ

個人事業の場合、医院口座に残っている資金は全て個人へ帰属されます。

医療法人の場合、個人に帰属させるものは退職金等の形で移動させます。

	個人	医療法人
承継元	・医院口座は全て個人へ帰属 ・閉院時の資金支出を考慮	・医療法人名義の財産はそのまま継続 ・個人に帰属させるものは退職金等の形で個人へ移動
承継先	・運転資金、リフォーム資金を自己資金と借入金で準備 ・融資申し込みの際、承継元診療所の収入データを求められることも	・承継時に自己資金又は借入により運転資金を準備 ・承継時に借入金が残っている場合はその残額を承継代金とすることも

資産承継

相続人申告登記（相続登記義務化）

前回まとめましたが、不動産の相続登記の義務化が令和 6 年 4 月 1 日から始まりました。相続により不動産を取得したと知った日から 3 年以内に登記を怠ると過料が課されることとなりました。

しかし、相続財産の中に不動産があることを知っていたとしても、遺産分割協議がまとまらず不動産の名義変更登記ができないことも想定されます。このような場合に、簡易に相続登記の申請義務を履行することができるような仕組みとして、「相続人申告登記」という制度が設けられました。

<相続人申告登記の制度>

必要な書類等を添付し、自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を 3 年の期限内に法務局に申し出ること、相続登記義務を履行することができる制度です。

- 特定の相続人が単独で申請可能
- 申出書の提出と戸籍謄本等少ない提出書類で対応可
- 代理人手続可

<相続登記の必要性>

上記の「相続人申告登記」の制度により、いったんは相続登記義務の履行をしたことにはできますが、相続による名義変更登記をしたことにはならないので、すみやかに相続登記を実行することをお勧めします。相続登記をしないまま放置しておくことで以下のデメリットが生じます。

- 不動産の売却が困難
- 未登記の不動産を担保にローンを組むことができない
- 相続人のうちの誰かが亡くなると、次の遺産相続により相続人が増えていく可能性があり、権利関係がどんどん複雑になっていく可能性がある
- 借金を滞納している相続人がいる場合は、不動産を差し押さえられる可能性も

できるだけ速やかに遺産分割協議をまとめ、相続登記を実施することが望まれます。

<住所・氏名変更登記の義務化>

不動産所有者の住所や氏名を変更した際の登記が令和 8 年 4 月 1 日より義務化されます。2 年以内の変更登記がなされない場合は過料の対象となるのでご注意ください。